

令和6年8月～令和7年7月分 就学援助のお知らせ

旭川市教育委員会

旭川市では、お子さまの就学に当たり経済的に困りの御家庭に、学用品費等や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、このお知らせを御覧の上申請を行ってください。（生活保護を受給中の方は申請不要です。）

1 援助を受けることができる世帯

次の（１）から（３）までのうち、いずれかに該当する場合に援助を受けることができます。詳細は２ページ目の認定要件も御覧ください。

- （１）生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）
- （２）同一世帯として扱う方全員の市町村民税が非課税又は減免された方（学生や未就学児以外の同居の方全員）
- （３）令和5年中の同一世帯として扱う方全員の合計所得が認定基準を超えていない方

※教育委員会の承諾を得て区域外就学（市外に住民登録をしている児童生徒が、住民登録を変更せずに市内の小・中学校に就学すること）し、かつ（１）～（３）のいずれかに該当する場合は個別に御連絡ください。

2 就学援助の期間

認定期間は令和6年8月から令和7年7月までとなります。（中学校3年生は令和7年3月までです。）

3 就学援助の内容

就学援助の認定を受けた方は、次の援助を受けることができます。

令和6年4月時点の内容です。援助内容は国の基準改定などにより変更になる場合があります。

- ① 学用品費等（年額：小学生15,500円、中学生27,310円）
- ② 修学旅行費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ③ 通学費（公共交通費の実費相当分を援助、限度額・距離制限等あり。）
- ④ 宿泊研修費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑤ 海・山の学校費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑥ 新入学用品費（小学生54,790円、中学生60,730円）
- ⑦ 体育実技用具費（スキー：小学生26,500円、中学生38,030円 スケート：小・中学生とも11,810円）
- ⑧ 医療費（学校病の治療費を援助）
- ⑨ 学校給食費（全額援助）
- ⑩ P T A 会費（実費。年間上限額：小学生3,450円、中学生4,260円）
- ⑪ 生徒会費（実費、中学生のみ。年間上限額5,550円）
- ⑫ クラブ活動費（一部援助、中学生のみ。年間上限額5,000円）

※北海道教育大学附属旭川小・中学校については、③・⑧・⑨の援助は対象外。

※⑥の令和7年4月入学の小学生分は認定日が令和7年4月末日までの新1年生が対象。

※⑥の令和7年4月入学の中学生分は小学校6年生の3月に認定期間がある場合が対象。

※⑥の令和7年4月入学の中学生分について、令和7年2月1日以降に旭川市へ転入し、転入前の市町村から新入学用品費の支給を受けていない場合で、認定日が令和7年4月末日までであれば対象。

4 申請書の提出期限及び提出先

令和6年8月～令和7年7月分の一斉受付の提出期限は、令和6年5月22日（水）です。申請書は、お子さまが現在通っている学校へ提出をお願いします。

その後も申請の受付は随時行っています。

5 認定要件

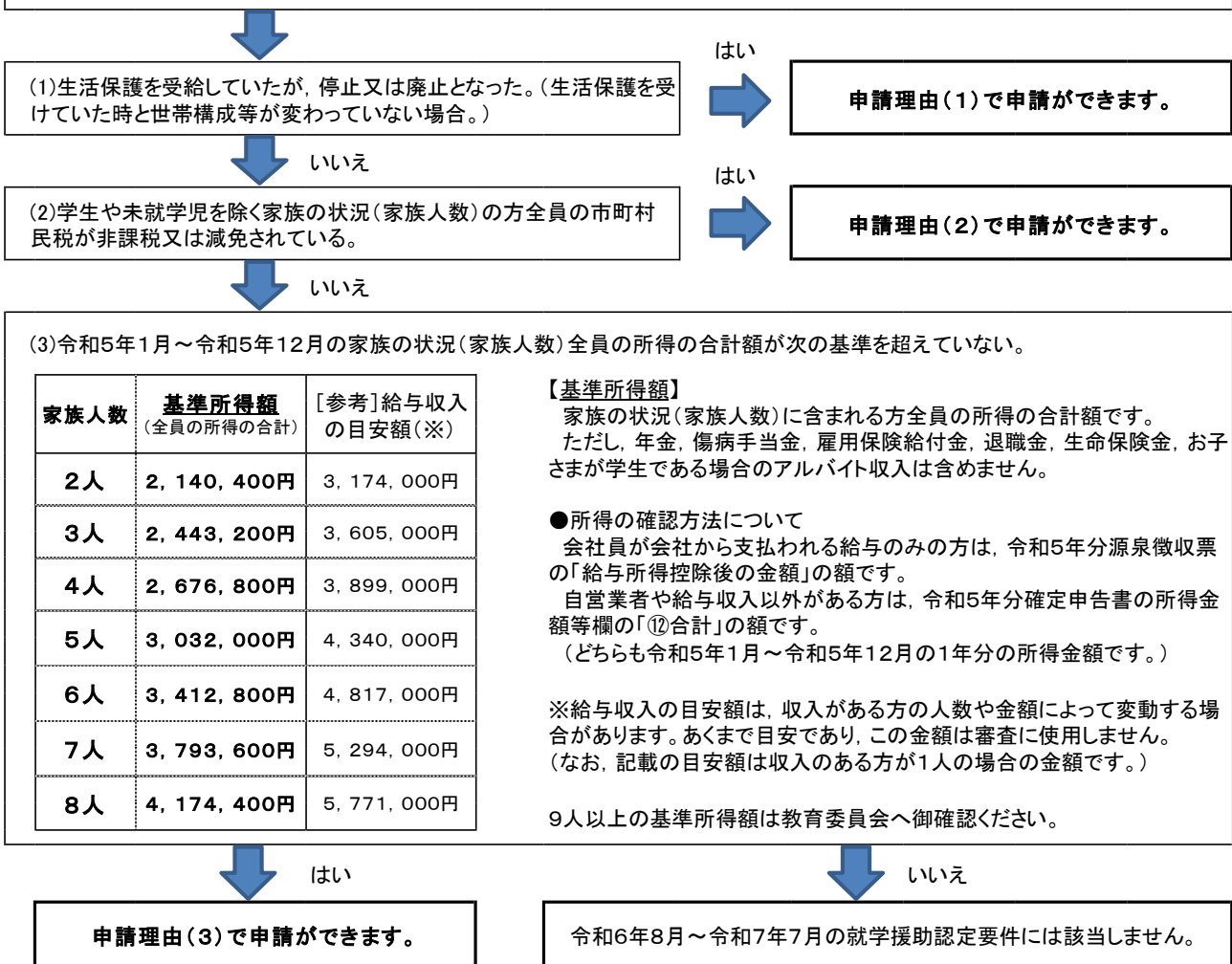
次の図を参考に、家族の状況（家族人数）と当てはまる申請理由を確認し、3ページに記載している必要書類を添付して申請してください。

同一世帯として扱い、家族の状況（家族人数）に含める方は以下のとおりです。

- 同居している65歳未満の方（住民票上は別世帯でも、実際に同居しているすべての方を含めます）。
- 同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者になっている方。
- 同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者（申請者）の扶養に入っている方。
- 二世帯住宅にお住まいの方で上記のいずれかに該当する方。
- 同一生計の別居の学生の方。
- 単身赴任の方。
- 別居しているが婚姻関係がある方（離婚調停中や裁判中の場合はその旨がわかる書類の提出で含めずようになります）。



上記の家族の状況（家族人数）でチャートに進み、申請理由を確認する。



※世帯の収入が給与収入の目安額に近いけれど所得がわからない場合などでも、教育委員会で改めて所得金額を確認するため、申請していただいて大丈夫です。

申請理由(1)～(3)のいずれにも該当しない方へ…【令和6年中の家計激変】における当年特別審査

失職、離職、病気で働けない、事業を廃止した等の理由で収入が大幅に減少した際に申請ができます。令和6年1月以降の収入確認書類を提出いただき、基準を下回る収入の場合に就学援助を受けることができます。当年特別審査の申請受付期間は7月1日から11月末日までです。御用意いただく書類等の御案内を郵送しますので、6月26日以降に教育委員会へお問合せください。

6 申請に必要な添付書類

生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）

保護廃止（停止）決定通知書の写し及び生活保護決定証明書の写し（それぞれ1部ずつ）

令和6年1月1日時点で旭川市に住民票のない方

令和6年1月1日に住民票があった市町村役場から発行される「令和6年度 所得・課税証明書」（他の手続で使用できるものの写しで可）。

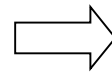
※一斉受付には間に合わない可能性があるため、先に申請書を提出し、後日追加で提出してください。

ひとり親世帯の方

ひとり親家庭等医療費受給者証又は児童扶養手当証書の写し。

離婚調停中や裁判中であることがわかる書類の写し。

右の二次元バーコードからお手持ちのスマートフォン等で手続きができます。不明な点等は下記のお問合せ先に御連絡ください。



※上記以外に、世帯の状況等で必要な確認事項が出た場合、個別に追加の必要書類等を要する場合があります。

7 お願い・お知らせ

- (1) 小学生と中学生のお子さまがいる場合は、学校ごとに申請書を作成し、それぞれに提出してください。
- (2) お子さまに持たせた申請書が学校に届かない場合があります。提出漏れのないよう確認をお願いします。
- (3) 審査結果は、審査終了後に学校を通じて文書でお知らせします。
- (4) 認定日は、令和6年8月1日以前に申請書を提出された方は8月1日、それ以降の方は申請を受け付けた日となります。
- (5) 修学旅行費や学校給食費の納入方法についての取扱いに関するお問合せは、お子さまが通う学校へお願いします。
- (6) 放課後児童クラブ運営負担金の減免についてのお問合せは、こども育成課 こども事業係（電話：25-9127）へ御連絡ください。

注意事項

- (1) 申請書の提出後、世帯状況等記載内容に変更や誤りがあった場合は、速やかに学校又は教育委員会へ御連絡ください。
- (2) 世帯状況の変更についての連絡が遅れたときや、偽りその他不正な手段により就学援助の認定を受けたときは、就学援助の認定を廃止するとともに、既に支給した援助費の全部又は一部の返還を求める場合があります。

【就学援助に関するお問合せ先】

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成担当（電話：25-9117）

※就学援助の申請や申請書の交付については、通学している学校に御連絡ください。